３. 農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

農林漁家民宿開業に向けたチェックシート

　　年　　月　　日

Ｎｏ．１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 該当箇所に○印 | 関係する法令参照頁数 |
| 経営者 | 氏　名 |  | 愛媛型農林漁家民宿認定制度P18 |
| 住所・連絡先 |  |
| 該当箇所にレ点□農家　□林家　□漁家　□農林漁家以外（　　　）**＊農林漁家との連携が必要** | (必須) |
| （参考）家族構成、農林漁家以外の場合は、連携者の氏名、住所等 |
| 施設の名称 |  |  |
| 農林漁業体験 | 体験メニュー |  | (必須) | 農山漁村余暇法Ｐ32 |
| 体験指導者 |  |
| 立地場所 | 施設所在地　 |  | 都市計画法Ｐ24自然公園法農地法　ほか |
| 該当箇所にレ点都市計画区域：□市街化区域　　□市街化調整区域　　□非線引都市計画区域□都市計画区域外※その他、農地法、農振法等の制限を受けることがあります。 |
| 施設の形態 | □一戸建て　□母屋　□離れ　□その他（　　　） |  | 旅館業法　Ｐ25愛媛型農林漁家民宿制度　Ｐ18 |
| 居住・農林漁業目的の建物であること |  |
| 申請者又は家族の専用施設であること |  |
| 借家の場合、改修の了解が取れていること |  |
| 客室の数・面積 | 部屋数：　　　　部屋　　位　置：□１階　□２階　□その他客室の延床面積　　　　　㎡(押入れ除く)**※３３㎡未満であること**（内訳：和室　　畳・㎡、洋室　　畳・㎡、　室　　畳・㎡）民宿部分の延床面積　　　　　㎡（民宿専用+共用部分） | 旅館業法　Ｐ25建築基準法Ｐ29消防法　P28 |
| 宿泊定員数 | １日の宿泊定員数　　　　／日（最大収容人数　　　人/日） | 旅館業法　Ｐ25 |
| お風呂 | あり | □家庭用と共用　　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25 |
| なし | □近隣の浴場利用　→浴場名：　　　　　　　　　 |
| トイレ | □家庭用と共用　　　　　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25 |
| 洗面所 | □家庭用と共用　**※2**　　　　□客専用（家庭用とは区分） | 旅館業法　Ｐ25 |

※客室延床面積が３３㎡未満でないと、愛媛型農林漁家民宿の認定は受けられません。

Ｎｏ.２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　容 | 該当箇所に○印 | 関係する法令 |
| 食事の提供 | あり | 一泊二食付 |  | 食品衛生法P26 |
| その他 |  |
| なし | 素泊まり式 |  | － |
| 自炊式 |  |
| 郷土料理体験式 |  |
| 台　所 | あり | □家庭用と共用　**※2**　□客専用（家庭用とは区分） | 食品衛生法Ｐ26 |
| なし |  |  |
| 上水道 | 水道水 |  | － |
| 井戸水等 |  | 水質検査（旅館業法・食品衛生法） |
| 下水道 | 汲み取り |  | － |
| 下水道 |  | － |
| 浄化槽（いずれかに○：合併浄化槽、単独浄化槽） |  | 人員算定（浄化槽法・建築基準法）Ｐ30 |
| 駐車場 | □あり　→　　　　台　　□なし |  | － |
| 送迎 | 最寄りの駅まで〔　　　　　　　　　〕 |  | － |
| それ以外（具体的に記入）　→　　　　　　　　　　　 |  | 道路運送法 |
| なし |  | － |
| 営業時間 | 通年営業（定休日なし、ただし農繁期除く） |  |  |
| 季節営業　　　月　　日　～　　　月　　日 |  |  |
| 週末営業 |  |  |
| 料金設定 | 一泊二食付　　　　　　　円／人 |  |  |
| 素泊まり式　　　　　　　円／人　 |  |  |
| 自炊式　　　　　　　　　円／人 |  |  |
| 郷土料理体験式　　　　　　　円／人 |  |  |
| 予約方法 | 該当するものに　ㇾ　□電話・ＦＡＸ　　□インターネット　　□その他（　　　　　　　　） |
| 保険の加入 | 具体的に記入（例：ＪＡの傷害保険等を利用予定） |  |
| 開業予定時期 |  |  |

※２　愛媛型農林漁家民宿の認定を受けると、家庭用との共用が可能になります。